

令和8年度 かほく市立大海小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識し、すべての児童を対象に未然防止の取組を行う。また、いじめの早期発見のために、児童の発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、必要に応じてきめ細やかな実態把握に努める。

いじめの問題が発生した場合には、一人の教職員が抱え込むのではなく、迅速で的確な対応を学校が一丸となって組織的にを行い、いじめの早期解消を図る。また、指導後も経過観察を行い、両者の心のケアに努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ問題対策チーム」の設置

① 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめの問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当学級担任・いじめ対応アドバイザーで構成する。

③ 役割

- ・いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童等・保護者、地域に対する周知
- ・家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校づくり」の推進
- ・関係機関等と連携した、いじめ問題への対応
- ・いじめ問題発生時における対応

(2) 「いじめ対応アドバイザー」の活用

① 目的

外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

② 活用例

- ・ 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・ いじめ問題発生時の対応に関する指導・助言
- ・ いじめ問題に関する研修講師

3 いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

(1) 発達支持的等指導

「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、発達支持的等指導に努める。

【取組】

- ・ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりに努める。
- ・ 児童の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係づくりに努める。
- ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ・ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(2) いじめを許さない雰囲気づくり

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

【取組】

- ・ 学校集会や学級活動等で、日常的にいじめの問題について触れ、いじめをしている児童だけでなく、いじめを見て見ぬふりすることも、いじめを容認していることと同じであることを指導していく。

(3) 分かる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

【取組】

- ・ 児童が取り組みたくなる課題の設定と、まとめや振り返りの時間の確保をする。
- ・ 生徒指導の4つの視点（①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成）を活かした学習指導を心がける。
- ・ 教職員相互の授業参観、定期的なチェックシートによるセルフチェック、OJT 研修（授業研究）等を行い、授業改善を図る。

(4) 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組】

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・ 週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳科の授業を実施する。
- ・ 人権への理解を深めるための取組を学級活動等で行う。

(5) 障害等のある児童への支援

学校全体で、発達障害を含む障害のある児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、各種感染症の羅患者や濃厚接触者等が関わるいじめへの未然防止に努める。

【取組】

- ・発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するために、教職員への正しい理解の促進を図るとともに、必要な対応をとる。
- ・各種感染症の羅患者や濃厚接触者を対象とした差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等が起こることのないよう、児童に対して指導するとともに、保護者に対しても理解を求めていく。

(6) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができるような機会を一人一人の児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

【取組】

- ・学校行事や児童会行事などで、より多くの児童に役割を与える。
- ・なかよし班（異学年集団）活動を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培う。
- ・児童主体の活動となることを意識した委員会活動を行う。
- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設ける。
- ・年2回の総合質問紙調査を行い、児童一人一人やクラスの状況をつかんで指導に生かす。

(7) 児童会が中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけるような活動を企画し、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

【取組】

- ・「大海っ子集会」等で、いじめ撲滅に関する呼びかけを実施する。
- ・児童企画運営委員会や登校班、なかよし班等を単位としたあいさつ運動を行う。
- ・高松中学校等と連携した取組を行う。

(8) 情報モラル教育の充実

学校や地域の実態及び児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。また、タブレット端末の活用や携帯電話・インターネット等の利用に関わっての問題について、家庭との連携を図り、適切な指導を行う。

【取組】

- ・長期休みの「生活のきまり」の中で、タブレット端末やスマートフォンの使用ルール等について明記する欄を設けることで、保護者と連携しながら児童の安全について考える機会を提供する。
- ・外部からも講師を招聘して「情報モラル教室」を開催し、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について学ぶ。

(9) 家庭や地域と連携した取り組み

家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【取組】

- ・連絡帳や電話等、保護者からの相談や連絡が入りやすい関係づくりに努める。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・学童クラブや防犯パトロール隊の方々との情報交換を行う。

(10) 年間指導計画の作成と評価

学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を確認・検証しながら、児童が自己指導能力を獲得することを目指す。

【取組】

- ・どのような取組をいつ実施するのかを年間計画として定め、定期的に達成状況を確認・検証しながら、指導に生かしていく。

いじめ対策における年間指導計画

月	学校行事等	いじめの未然防止等に関わる取組			
		分かる授業づくり	道徳教育や人権教育の充実	規範意識の育成	自己有用感や自己肯定感を育む取組
4	始業式・入学式 授業参観 はじめましての会	重点の確認 1学期の取組の共通理解	重点項目の確認	学校生活のきまり配付 学習ルール共通理解	特別活動の全体計画・ 年間指導計画の確認 はじめましての会・遠足の振り返り
5	宿泊体験学習 地域訪問 春の遠足	研究授業 授業改善セルフチェック の開始			
6	器械運動交歓会 音楽会				器械運動交歓会(4年)・ 音楽会(5、6年)の 充実・活動の振り返り
7	終業式 保護者懇談	取組の分析・改善点の 明確化	道徳の時間の実施状況 の確認	夏休みの生活のきまり 配付	
8	校区巡視	2学期の取組の共通理解			
9	始業式 運動会				運動会の充実・活動の振り返り
10	秋の遠足 マラソン運動 マラソン大会				遠足・マラソン運動の 充実・活動の振り返り
11	大海っ子フェスティバル ありがとう集会				大海っ子フェスティバルの 充実・活動の振り返り
12	終業式	取組の分析・改善点の 明確化 3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実施状況 の確認	冬休みの生活のきまり 配付	
1	始業式 書き初め大会 百人一首大会				
2	6年生を送る会	取組の分析・改善点の 明確化	道徳教育の全体計画・ 年間指導計画の見直し		6年生を送る会の充実・ 活動の振り返り 特別活動の全体計画・ 年間計画の見直し
3	卒業式・修了式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の 確認	春休みの生活のきまり 配付	
通 年		生徒指導の4つの視点を 活かした授業改善 相互参観(年間複数回)	年間指導計画に基づく 道徳の時間の実施 道徳だよりの発行 授業参観等での道徳授 業の公開	毎月の生活目標の取組 生徒指導だよりの発行	児童会活動・委員会活 動・なかよし班活動の充 実

月	いじめの未然防止等に関わる取組				※アンケートや教育相談	※校内研修等の実施
	児童会中心の取組	体験活動を取り入れた取組	情報モラル教育の充実	家庭や地域との連携		
4	児童会目標の作成 なかよしグループの編成		情報モラル教育年間指導計画の確認	学校いじめ防止基本方針の周知 防犯パトロール隊との情報交換 学級懇談での情報交換	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	学校いじめ防止基本方針の確認・共通理解
5				家庭訪問での情報交換 学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
6		蛭明小との交流(3年)			なんでも話そうアンケート(持ち帰り) 教育相談ウィーク	校内研修会 ※いじめ対応アドバイザー派遣要請
7				保護者懇談での情報交換 保護者アンケートの実施	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	いじめ問題対策チーム検証会
8				学童クラブとの情報交換		校内研修 ※総合質問紙調査の活用について
9	登校班あいさつ運動			学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
10	前期のふりかえり	認知症学習(6年)			なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
11		蛭明小との交流(3年)		携帯電話等やインターネットの適切な利用のよびかけ	なんでも話そうアンケート(持ち帰り) 教育相談ウィーク	校内研修会 ※いじめ対応アドバイザー派遣要請
12		こども園との交流(1・2年) ありがとう集会の充実・活動の振り返り		保護者懇談での情報交換 保護者アンケートの実施 防犯パトロール隊との情報交換	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	校内研修 ※総合質問紙調査の活用について いじめ問題対策チーム検証会
1	なかよし班 あいさつ運動			学級懇談での情報交換	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
2		こども園との交流(1年)	情報モラル教育の年間指導計画の見直し	学校運営協議会	なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	
3	後期のふりかえり				なんでも話そうアンケート 教育相談ウィーク	いじめ問題対策チーム検証会
通年	あいさつ運動 大海っ子集会 児童主体の委員会活動 高松中等との連携	異学年での交流活動 ちょこボラ活動の積極的な実施	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施 情報モラル学習の実施(各学級:毎月)	各種おたより ホームページ 保護者への連絡	スクールカウンセラーによる指導・助言・個別面談等	毎月の児童理解の会 障害等のある児童への支援についての共通理解と情報共有

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、情報に基づいて速やかに対応することを基本とする。

(1) アンケート調査や教育相談の実施

- ・「なんでも話そうアンケート」を、年間計画に基づき実施し、児童がいじめに関することや交友関係の変化等について相談しやすくする。その際、状況に応じて1人1台端末も有効に活用する。
- ・アンケート実施後には、速やかに内容の確認を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされた時には、迅速に対応する。
- ・教育相談ウィークを年間計画に基づき実施し、アンケート結果をもとに一人一人の児童と話す。
- ・アンケート調査や児童等への支援・指導等の記録の保存期間は、実施後5年間とする。
- ・児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーと全児童が面談する機会をつくる。
- ・保健室の利用や電話相談窓口について周知する。

(2) 教師と児童の信頼関係の構築

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・作文や振り返り等を活用して、交友関係や悩みを把握する。

(3) 家庭や地域との連携

- ・学校評価アンケートや保護者懇談会等を通して、家庭や地域との連携を図るとともに、児童が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるよう支援していく。

(4) 教職員間の情報共有

- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、組織的に対応する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い共有する。

5 いじめへの対処

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに関わる情報を報告し、組織的に対応しいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果をかき市教育委員会に報告する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底していじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやし立てたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) いじめに対する組織的対応

- ① いじめ問題対策チームを常設する

校内に、「いじめ問題対策チーム」を設置し、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有できるようにし、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持していく。いじめの発見・通報を受けた場合には、情報を詳細に収集・共有し、具体的な対応を検討する。役割分担を明確にし、役割分担に沿った適切な対応を進め、早期解消を図る。また、対応の結果について整理し、記録に残す。

② 関係機関との連携

学校がいじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、躊躇うことなく所轄警察署と相談して対処する。

(2) 子供や保護者への対応

① いじめられている児童への対応

- ・ いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 児童のよさを見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ・ いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

② いじめている児童への対応

- ・ 頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させた上で指導に当たる。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・ 必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめた児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。

- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払って観察し、折に触れて必要な指導を行う。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④ いじめられている児童の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

⑤ いじめている児童の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) いじめの解消

① 解消の二条件

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

② 解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・児童に対して、ネットいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、発達段階に応じた情報モラル教育を推進していく。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがある場合

ウ 児童・保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

① 平時の備え

学校は、いじめ疑いの調査や、重大事態の申し立てがあった場合の確認等の役割を担うことを理解しておき、児童への支援・指導の記録や「いじめ問題対策チーム」の会議記録を作成し保存する。

② 重大事態を把握するための端緒

ア 重大事態の判断は、早期対応を行う観点から、原則として学校が行う。その際には、重大事態の定義や各教育委員会等で重大事態となった事例などを参考にする。

イ 学校は、保護者等から申立を受けたときは、速やかに事実確認の調査を行い、その際には1人1台端末の活用、アンケート調査、教育相談等により正確な情報を収集し、重大事態であったかどうかについて判断する。

③ 重大事態発生時の対応

ア 重大事態が発生した場合は、直ちに学校から市教育委員会を通じて市長に報告する。

イ 窓口となる担当者を決め、保護者との連絡調整を行い、情報が途切れないようにする。

④ 調査組織の設置

ア 調査主体の決定は、その内容により市教育委員会が決定する。なお、不登校重大事態については、原則として学校内に調査組織を設置し調査を行う。

イ 学校内に設置する調査組織は、常設の「いじめ問題対策チーム」を母体とし、弁護士会から斡旋を受けた弁護士及び庶務を司る市教育委員会職員を加え、必要に応じて他校を担当するスクールカウンセラーや医師、その他学識経験者から選任した者を加えるものとする。

⑤ 調査の進め方

ア 対象児童等・保護者へ事前説明を行うことで共通理解を図る。

イ 調査組織内で調査の進め方や調査期間の見通しなどについて共通理解を図る。

ウ 調査については、調査対象者へ調査の趣旨等を十分に説明するとともに、適切に経過報告を行う。

エ 調査報告書の作成については、可能な限り詳細な事実確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

⑥ 調査結果の説明・公表

ア 調査報告書の作成後、当該報告書に基づき関係者への説明を行う。

イ 調査結果は、学校から市教育委員会を通じて市長へ報告する。